



## 4期第1回さいたま市消費生活審議会 会議録

平成24年8月21日（火）

開 議（午前09時58分）

○消費生活係長 皆様、おはようございます。

定刻前ですが、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから4期目第1回さいたま市消費生活審議会を開催いたします。

後ほど審議会会長が選出されるまで、当初は事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、本日委員15名中9人の方のご出席をいただいておりますので、過半数に達しております。そこで会議開催要件に当たりますので、ご報告をさせていただきます。

また、本審議会につきましては、さいたま市審議会等会議の公開に関する指針により、原則公開になっておりまして、会議の開催結果及び議事録を作成しまして、各区役所の情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することになりますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

それでは、審議会の開催に先立ちまして、さいたま市消費生活審議会の委員の委嘱を行わせていただきます。

なお、本日、福村委員、若狭委員、岩重委員、江森委員、佐藤利昭委員、笠原委員は、本日所用がございましてご欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

本日ご欠席の委員につきましては、本日の議事録等とあわせまして事務局より委嘱状をお渡しいたしたいと思っております。

それでは、今着席されております順に委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

それでは、小林副市長、よろしくお願いたします。

松苗弘幸様。

〔副市長、松苗委員の前に行き、委嘱状を読み上げる〕

○副市長 「委嘱状 松苗弘幸様 さいたま市消費生活審議会委員を委嘱する 任期は平成26年8月2日までとする 平成24年8月3日 さいたま市長 清水勇人」、どうぞよろしくお願いたします。

〔松苗委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 重川純子様。

○副市長 委嘱状、重川純子様、どうぞよろしくお願いたします。

〔重川委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 酒井英治様。

○副市長 委嘱状、酒井英治様、どうぞよろしくお願申し上げます。

〔酒井委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 久慈美知子様。

○副市長 委嘱状、久慈美知子様、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔久慈委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 岩崎万智子様。

○副市長 委嘱状、岩崎万智子様、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔岩崎委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 田島俊秀様。

○副市長 委嘱状、田島俊秀様。よろしくお願ひいたします。

〔田島委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 森茂典様。

○副市長 委嘱状、森茂典様。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔森委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 佐藤千鶴子様。

○副市長 委嘱状、佐藤千鶴子様。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔佐藤千鶴子委員、副市長より委嘱状を受ける〕

○消費生活係長 池上憲二様。

○副市長 委嘱状、池上憲二様。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔池上委員、副市長より委嘱状を受ける。副市長、自席に戻る〕

○消費生活係長 どうもありがとうございました。ここで第4期目第1回さいたま市消費生活審議会の開催に当たりまして、副市長から一言ごあいさつをお願ひいたします。

○副市長 改めまして、皆様、おはようございます。

皆様には、大変ご多忙にもかかわらず、また暑い中、4期目となりますさいたま市消費生活審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、さいたま市消費生活審議会委員として委嘱をさせていただきました皆様におかれましては、既に各分野で献身的な取り組みを積極的に展開され、本市消費者行政を初め、広く市政の発展にご寄与いただいておりますことに、感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、ご案内のように、昨年さいたま市は誕生10周年を迎えたところでございますけれども、この節目の年に私どもは東日本大震災に遭遇をいたしましたところでございます。この未曾有の災害は、私たちに安心・安全で災害に強いまちづくり、そして人々がともに支え合うきずなの大切さを伝える大きな教訓ともなりました。

また、この災害を契機といたしまして、消費者行政におきましても食品の安全性の確保を初めとして、消費者の安心・安全を確保することは非常に重要な課題となっております。このようなことから、本審議会が市民の消費生活の安定と向上のため、有効に機能するよう重ねて皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、ご出席の皆様のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○消費生活係長 どうもありがとうございました。

副市長におかれましては、この後、公務が重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

○副市長 すみません。よろしくお願ひします。

〔副市長退席〕

○消費生活係長 続きまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

先ほど委嘱状交付の順に、松苗委員から、一言ずつお願いできればと思います。

○松苗弘幸委員 松苗弘幸です。再任になりますので簡単にと申しますが、弁護士をしておりますけれども、埼玉弁護士会の消費者問題対策委員会というところに所属をしております、3期前の委員長、今も副委員長という形で消費者問題に関して取り組みをしております。日々の事件でも消費者問題に関する事件は多く扱っておりますので、その点も踏まえながら、当審議会の中で何らかの意見なり消費者行政に反映していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 重川委員、よろしくお願いいたします。

○重川純子委員 埼玉大学の重川と申します。よろしくお願いいたします。

私は大学の中では教育学部に所属をしております、主に家庭科教員の養成の中で家庭経済とか生活経営の内容について担当しております。この中で特に家庭経済ですとか、あと先般制定されました消費者教育にかかわるようなことについて取り組んでおりますので、ぜひこの中でもできることを取り組んでまいりたいと思っております、よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 酒井委員、よろしくお願いいたします。

○酒井英治委員 埼玉県消費生活支援センターの酒井でございます。

私は、埼玉県の立場で、こちらの消費生活総合センター、さいたま市と常に連携をとりながら、基本的には同じ消費者行政を担っている立場でございます。そんな立場から、この審議会の場でもなかなか同じことをやっているといいますか、県に帰れば私も同じような立場で事務を進めていますので、なかなか発言しづらい部分も正直あるのですけれども、埼玉県とさいたま市、同じような立場ということで、また発言をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 久慈委員、よろしくお願いいたします。

○久慈美知子委員 さいたま市消費者団体連絡会の代表をしております久慈美知子です。

9団体の消費者団体が加盟している連絡会で年に1回、消費生活展、こちらの報告にも入っておりますけれども、市と共催で消費生活展の開催とか、消費者フォーラムをやりました。以前NPO法人の埼玉消費者被害をなくす会の理事長をしておりましたので、もしそういうことの経験から発言できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 岩崎委員、よろしくお願いいたします。

○岩崎万智子委員 東新井生活設計研究会代表の岩崎となっておりますが、現実的には今この会員の方たちが高齢化と仕事を持っていることもあって、今休止状態なので、生活研究会としての活動は現在していないのですけれども、さいたま市の消費生活総合センター大宮で相談員をしておりますので、相談員の目から、それから市民として、それでこういう消費生活審議会に出させていただくことで、何らかのお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 田島委員、よろしくお願いいたします。

○田島俊秀委員 埼玉県中小企業団体中央会専務理事の田島と申します。

前期に引き続きお願いをしたいと思います。私ども経済会ということで、皆さんも御案内のとおり、経済会というのは県に5団体というよくいわれてあるのですよね。商工会議所連合会とか

商工会連合会、経済同友会とか経営者協会、またうちがその中の一つで中央会というのがあるわけですが、その経済会の立場から、先ほど副市長からごあいさつがありましたけれども、消費者をめぐる安心・安全という視点で、私の思いを、その場面場面で意見を申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 森委員、よろしくお願いいたします。

○森茂典委員 埼玉農業協同組合の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事業者という立場で農業を統一して消費者と生産者のかけ橋になればいいかなと思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○消費生活係長 佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤千鶴子委員 さいたま市の審議会の委員に今回も選ばれましたこと、さいたま市の消費者行政のかなめである委員に選ばれたということは、大変私にとって光栄なことだと思っております。

それから、私は岩崎委員と同じように、大宮のさいたま市消費生活総合センターで相談員をやっておりますので、相談員としての目線と、それから市民としての目線、両方をあわせもって意見などあれば言っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○消費生活係長 池上委員、よろしくお願いいたします。

○池上憲二委員 公募委員として参加させていただきます池上と申します。よろしくお願いいたします。

私は北区で実は造園会社に勤めている普通の市民です。ただ、NPOの防犯防災相談センターというところで相談員をやっています。ここでは高齢者の方が多いのですが、いろいろな犯罪に対する心配事、この相談を受けてアドバイスをするというような活動をやっています。

ただ今回は、市民としての公募委員ということですので、できるだけ一般市民の目線で意見を述べさせていただきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○消費生活係長 どうもありがとうございました。

それでは次に、職員の紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、市民・スポーツ文化局、和田局長でございます。

○市民・スポーツ文化局長 引き続き、よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 市民・スポーツ文化局市民生活部、榎本部長でございます。

○市民生活部長 よろしくお願いをいたします。

○消費生活係長 消費生活総合センター、中島所長でございます。

○消費生活総合センター所長 よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 同じく、柳相談支援係長でございます。

○相談支援係長 よろしくお願いいたします。

○消費生活係長 同じく、川島消費生活係主査でございます。

○消費生活係主査 よろしくお願いします。

○消費生活係長 同じく、吉田消費生活係主任でございます。

○消費生活係主任 よろしくお願いします。

○消費生活係長 私、消費生活総合センター消費生活係長の白石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元にございますのが、まず本日の次第、委任名簿、ご通知でお持ちいただきたいということをお願いをしたのですが、平成24年度のさいたま市消費者行政の概要、さいたま市消費生活基本計画、それから第2次消費生活基本計画策定スケジュール（案）の以上でございます。

それでは、お手元にはマイクがございますけれども、ご発言の際にはマイクの下ボタンを押してからご発言いただきますようお願い申し上げます。

まず、会長の選出に移りたいと存じます。

選出につきましては、さいたま市消費生活条例施行規則第34条の規定により、委員の互選により定めるということになっておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「事務局一任で」という人あり〕

**○消費生活係長** 事務局一任というお言葉をいただきましたので、事務局一任ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

**○消費生活係長** よろしければ、前期に引き続きまして、松苗委員に会長をお願いすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

**○消費生活係長** それでは、松苗委員、会長席へ移動をお願いできればと思います。

〔松苗委員、会長席に移動する〕

**○消費生活係長** それでは、審議会の会議につきましては、条例施行規則第35条の規定によりまして、会長が議長の職を務めることになっておりますので、以降の進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

**○松苗弘幸会長** 改めまして、おはようございます。

事務局一任ということで再任ということで、また今期も会長を務めさせていただきます。前期同様、このさいたま市の消費者行政に市民一般の感覚を取り入れていく大事な場だと思っておりますので、余り発言にちゅうちょすることなく、こんな意見でもどうだろうと思いつつも、皆さん、活発な議論をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、まず本日の議事に入ります前に、事務的なところをやっつけていかなければならない点がございます。まず、会長の職務代理者を指名しておきたいと思っております。

会長の職務代理者は、条例施行規則第34条に、会長の指名する委員と規定されておりますので、私から指名をさせていただきますが、重川委員をお願いをしたいと思っておりますが、重川委員、よろしいでしょうか。

**○重川純子委員** よろしく願いいたします。

**○松苗弘幸会長** ほかの委員の皆様方もよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

**○松苗弘幸会長** ありがとうございます。

続きまして、条例施行規則38条に規定されております消費者被害救済部会の委員を指名したいと思います。

この消費者被害救済部会の委員については、審議会の委員の中からやはり会長が指名することになっております。この消費者被害救済部会は、条例第37条に設置すること等が定められていますが、消費生活センターで受けた相談で解決が困難であると認められるものなどに、あっせんま

たは調停を行って解決に導くと、不調の場合に消費者訴訟における資金援助についての適否も認定を行う組織となっております。

審議の内容を考慮しますと、ある程度法令に詳しい方に加わっていただき、また事業者代表の方、消費者代表の方にも加わっていただいて、それぞれの立場から意見を述べていただく必要があります。

また、迅速な審議のため、人数は5名程度がよろしいかなとも思っておりますので、そこで指名をさせていただきますが、福村委員、若狭委員、岩重委員、江森委員、岩崎委員の5名の方を指名したいと思います。今お名前を呼び上げた委員の方々、本日欠席の方もいらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松苗弘幸会長 皆様方もよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松苗弘幸会長 なお、本日欠席の福村委員、若狭委員、岩重委員、江森委員には、私からご連絡し、承諾を得ておきますので、その点よろしく願いいたします。

それでは、5名の委員の皆様方には審議会のほかに消費者被害救済部会もあわせて活躍をしていただきたいと思います。

また、この部会のほかにも適時、必要に応じて特定事項の調査審議をするための部会を設置することがあります。その際にも改めて私から指名をさせていただきますので、他の委員の皆様方もよろしく願いいたします。

本日は、岩崎委員のみがご出席ですので、次回の審議会までに消費者被害救済部会を開催して、会長の選出等をお願いしたいと思います。本来であればこの場で部会を別途に開いてということも行っているのですが、人数の関係で改めてという形にさせていただきますので、本日はこの程度にさせていただいて、議事を進めてまいりたいと思います。

次に、事務的なことですが、本日傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○消費生活係長 本日、傍聴者の方はいらっしゃいません。

○松苗弘幸会長 わかりました。ありがとうございます。

次に、議事録の作成にかかわる委員の指名を行いたいと思います。

これは、事務局で議事録を作成しましたら、内容をご確認いただいた上で署名をしていただくと、それで承認をしていただくものです。議事録の作成要領としては、概要を記すことになっておりますので、調査審議の内容の方向性などの概要を把握していただければよろしいかと思っています。

今回は私のほかに重川委員と池上委員をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松苗弘幸会長 他の委員の方々もよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松苗弘幸会長 それでは、両委員には審議会を代表して事務局に議事録を作成しますので、その内容をご確認いただいて、承認の署名をよろしく願いいたします。

それでは、本題の議事に入りますが、まず議題の1、次第によりますと、本日まず1つ目としまして、今後のさいたま市消費生活審議会の進め方についてということとなっておりますので、

事務局でこの点についてご説明いただけますでしょうか。

**○消費生活係主査** それでは、議題1といたしまして、今後のさいたま市消費生活審議会の進め方について説明いたします。

初めに、さいたま市消費生活条例の制定の背景について説明いたしたいと思います。

今回初めて委員になられた方、並びに第1期目から委員を務められている方々がいらっしゃると思いますが、原点に戻ってというか、最初にさいたま市消費生活条例の制定の背景についてご説明させていただければと思います。

平成17年当時ですが、消費者の商品、サービスに対するニーズが量的な充足から質的な向上や種類の多様化へと大きく変化し、また輸入品の品質や安全性に対する消費者の不安感がさらに高まっておりました。そして少子高齢化、核家族化、高齢者や社会経験の少ない若者をめぐる各種の消費者問題が発生し、さらに消費者の環境に対する意識が変化し、消費者自身が環境保全に積極的に関与をしていくという状況が進んでおりました。

このような状況の中、国では消費者の権利の尊重と、その自立支援、その他の基本理念を定めた消費者基本法を平成16年6月に公布施行いたしました。これは消費者保護基本法を36年ぶりに改正したものです。

その段階で、さいたま市では消費生活に関する条例を制定しておりませんでしたので、消費者の保護、啓発という観点から施策を実施しておりました。しかしながら、消費者問題や消費者被害への対応は、安定した市民の消費生活向上させるためにさらに充実させる必要があり、市において完結することのできる消費者行政を目指し、条例を制定することといたしました。

条例案の作成に当たり広く意見を聞くべきと考え、さいたま市消費生活条例制定懇話会を立ち上げ、平成17年7月から12月にかけて検討いたしました。その場で安全で安心な消費生活のために、不適正な事業者への指導や勧告、消費者被害救済機関による迅速な処理体制を整えるべきとのご意見をいただき、この意見を踏まえ、その年11月1日から30日までの1カ月間、パブリックコメントをかけました。この結果を条例案に反映させて、市民に身近な条例として仕上げることができました。

次に、内容ですが、緑色の冊子、先ほどご確認させていただきました平成24年度さいたま市消費生活行政の概要の27ページをごらんください。

さいたま市消費生活条例の根幹は、第2条に掲げております消費者の権利の確立です。この消費者の権利の確立をすることで、市民の消費生活の安定と向上を確保することが、本条例の目的とするところとなります。

なぜ、消費者の権利の確立が必要かと申しますと、消費者と事業者の間の情報量や交渉力などに歴然とした格差があるからです。また、情報技術の向上や規制緩和により、事業者から消費者に提供される商品、サービスは、その内容や取引方法が複雑多様化し、消費者の知識がそれに追いついていない状況にあるためです。

この状況を是正するために、施策として商品やサービスによる危害の防止、不適正な取引行為の防止などを行うことで、消費者の利益を擁護するとともに、消費者にも積極的に消費生活に関する知識を習得させることに努めるとともに、消費生活における消費者の自立を支援することで、消費者の権利を確立してまいります。

施策は、市、事業者、消費者の3者がそれぞれの責務や役割を果たす中で推進してまいります。



施策の第1、消費者の権利である消費者の安全を確保するために、第10条から第13条に規定する、29ページからになります。商品やサービスの危害を排除することです。

第2は、消費者の権利である適正公正な取引を確保するために、これは30ページになります。14条から20条に規定する不適正な取引行為を監視するとともに、生活関連物資の安定供給を確保することです。

第3は、消費者の権利である適正供給に基づく選択を確保するために、第21条、これは32ページからになります。第21条から第23条に規定する表示等の適正化を図ることです。

第4に、消費者の権利である消費者教育の機会と必要な情報を提供し、消費者の意見を適切に反映するために、33ページになります。これは第24条から第27条に規定する市長への申し出のほか、消費者の自主的活動への支援をすることです。

第5に、消費者の権利である消費者を適切、迅速に被害から救済するために、同じく33ページから次ページになります。第28条から第30条に規定する被害に遭った消費者に対し、相談員による対応や消費者被害救済部会によるあっせん、調停を行うなど、消費者被害の救済を図ることです。

なお、本条例につきましては、事業者周知等に3カ月間の周知期間を設けまして、平成18年7月1日から施行いたしました。

次に、このさいたま市消費生活審議会、本審議会の役割について簡単にご説明いたします。この審議会ですが、さいたま市消費生活条例第34条、これは35ページになります。34条に基づき市民の消費生活の安定と向上に関する重要事項を調査、審議するため設置されております。

また、同ページですが、35条では本審議会の所掌事務を規定しておりまして、まず第1項第1号では、基本計画の策定又は変更に関する調査、審議すると規定しております。今段階の基本計画は第1次であります。その第1次基本計画は平成25年度までの6年間の計画となっておりますので、その後の策定や期間中でも社会情勢の変化や施策の進捗状況に応じて必要な見直しを行う際に、本審議会にて審議をいただくこととなります。

同じく35条第2号では、第22条第1項の規定と書いてありますが、これは表示等の基準の設定、変更又は廃止に関する調査するという規定をしております。法令によって表示が義務づけられていない商品などに関して、消費者の相談、苦情が頻繁に寄せられているときなど、表示等の適正を確保する必要があると認めるときに、条例で基準を定めるため、当審議会にて審議をいただくものです。

第3号、これは第30条第1項の規定と書いてありますが、これは訴訟の援助の適否の認定に関することとなります。これを調査、審議すると規定しておりまして、消費生活センターでの助言、あっせんでは解決できず、消費生活審議会のあっせん、調停にかけた案件に関して、当該事業者を相手として訴訟を提起する場合や、当該事業者から訴訟を提起された場合に、訴訟費用等の援助を行うことについて、当審議会にて審議していただくものであります。

第4号になります。第30条第1項の規定と書いてありますが、これはその公表の適否に関する調査、審議すると規定しております。事業者が、条例に規定される商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害、損害を及ぼしている場合や、不適正な取引行為が行われている場合など、市は事業者に対し、必要な調査を実施し、条例違反が認められる場合には、条例に基づく指導や勧告などを行いますが、事業者が指導や勧告などに従わない場合などのときには、当審議会

で審議いただき、事業者名等を公表したりすることとなります。

次に、第2項になりますが、第29条第1項の規定と書いてありますが、これはあっせん及び調停を行うことを規定しております。消費生活センターでの相談員の助言やあっせんでは解決できない案件のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある案件は、必要に応じて当審議会においてあっせんや調停等を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るものとなります。

第3項では、消費生活に関し、重要と認められる事項について調査、審議し、市長に意見を述べることができると規定しております。審議会が諮問事項以外でも社会経済環境の状況に応じて、消費生活に関する新しい問題等に対し、積極的に役割を果たしていただくために設けたものです。

また、同じ35ページになりますが、37条、部会についての規定があります。まず第1項では、先ほど申し上げた消費者被害の救済のためのあっせん、調停及び訴訟の援助に関することの審議に際して、機動的な対応が求められるため、あらかじめ審議会の下部組織として消費者被害救済部会を設けることとして規定しております。

第2項、これは36ページになりますが、その下の特定事項を調査、審議するため、部会を置くことができると規定しております。具体的には、商品、サービスの危害等に関する安全性の立証の際や、被害等防止のための勧告、商品、サービスの取引に関して、条例に規定する不適正取引行為の認定、変更、表示の基準の策定、事業者名等の公表を行おうとするときなどに部会を設置することを想定しております。

次に、本審議会では調査、審議するとされている基本計画について、簡単に説明させていただきます。

お手元のさいたま市消費生活基本計画、こちらをごらんください。

この計画は、先ほど申しました条例第2条に規定する消費者の権利の確立を図るために、本審議会の答申を経て、平成20年7月に策定されたものであります。この基本計画の28ページをごらんください。

この図にあります(1)消費者の安全・安心の確保、(2)自立した消費者の育成、(3)消費者被害への機動的な対応、(4)消費者意見の反映の促進の4つの施策展開の基本的な方法とし、その内容ごとに市全体の各箇所における具体的な施策を設定しております。具体的な施策は、この30ページ以降にあります。この総数は117施策ありまして、消費生活総合センターのほか、保健福祉局や教育委員会など25の関係箇所を担当を実施しております。

この各施策につきましては、実施担当課が年度の目標や予定を設定し、年度ごとにその施策の実施状況や事後評価について報告することとなっております。本審議会では、その報告について意見や評価をしていただくことも役割の一つとなっております。前年度の基本計画につきましては、前回7月30日の審議会にてご報告させていただきました。

続きまして、今後の審議会の進め方、これについてご説明いたします。

先ほどご説明しましたように、現在のさいたま市消費生活基本計画は、平成20年度から平成25年度までの6年間の計画となっております。そのため本任期の審議会において、今後は主に次期基本計画の策定に向けたご審議をいただく予定となっております。

それでは、お手元に第2次消費生活基本計画策定スケジュール(案)、これをこのA3判の紙ですが、ごらんいただきたいと思っております。

流れといたしましては、まず今年度中ですが、庁内関係各課へ消費生活に関する課題や個別施策の提出を依頼し、取りまとめを行います。その後、関係各課による第8回庁内連絡会議、この正式名称は、さいたま市消費者行政庁内連絡会議という、先ほど言った25の関係課の課長たちが集まった会議となります。この第8回庁内連絡会議において取りまとめた結果について、各課から出された課題や施策の調整を図りたいと考えております。

次に、4期第2回消費生活審議会、次回の審議会という形になりますが、骨子や各課から提出された課題や個別施策について説明させていただき、第3回消費生活審議会においてご提示させていただいた内容についてのご意見を集約させていただきます。この後、審議会でもいただいたご意見や状況を、同じく第9回庁内連絡会議において説明し、今後の方針や回答が必要なものについての整理等を行いたいと考えております。4期4回消費生活審議会におきましては、ご意見に対する各課の回答等について説明させていただきます。

第10回庁内連絡会議におきまして、これまでの審議会でものご意見等を踏まえまして、計画の全体像を整備したいと考えております。その後、市民の方々からパブリックコメントをいただき、第10回消費生活審議会では、パブリックコメントにより修正したものをご説明し、調整をさせていただきます。

また、市長への答申、パブリックコメントの結果の公表を、平成26年度から消費生活基本計画、第2次になりますが、その計画の実施を予定しております。

以上で、議題1、今後のさいたま市消費生活審議会の進め方についての説明を終わらせていただきます。

**○松苗弘幸会長** ありがとうございます。

ただいま当審議会の条例との関係での位置づけ及び当審議会の役割として、基本計画の策定及び変更というものがあって、実際に今進行している基本計画については25年度までのものとなっていることから、次の基本計画に向けた当審議会としてのスケジュール予定についてご説明をいただきました。

何か、委員の皆様方からこの審議会、再任の方、また新任の方いらっしゃいますけれども、あり方、進め方についてご意見ないしご質問等があれば、お願いいたします。

では、田島委員、どうぞ。

**○田島俊秀委員** こういう形で進められて、あとはもう一年度これがあるわけですよ、それを今年度は26年度を初年度とする5カ年をつくっていくということを考えますと、今までのいろいろな、そして5年間の実績等を反映しながら、これからつくっていく案を事務局でつくったものですが、全般的に見たら、その消費者を守っているのと裏腹に、要するに販売行為とか消費行為というのは、いわゆる経済活動の一環なのですよ。すべて悪いということで締め出すということではできない、そういう中でいい業者もいるわけです。

その視点というのは、僕はあくまでも消費者の安全・安心という視点から、消費者サイド一方向で事業者向けの計画の中で何かこう一つ、もう少し強く、公取あたりがやればいいんでしょうけれども、その視点というのが今、県が、9月だか次の議会だかわかりませんが、消費者の目でPL法の法改正がいずれあると。というのは消費者も逆にいえば販売行為をしているような時代、ネットワークでやっているわけですよ。そういうことを考えていくと、あくまでも消費者を守るという、一つのたて糸だけでやるということでもいいのでしょうかけれども、こういった

事業者、販売行為に対しても計画の中で、今までの5年間の実績を踏まえながら、何かもう少し一歩踏み込んだ、強化していく部分というのを、個人的には必要なのかなと思うのですよね。

いずれにしても、経済活動は、販売行為があって消費があるわけですから、何かワンサイド的な、消費だけにとらえていくふうにはか今まで見えていないので、そういう、いい案をこれからつくるのでしょうかけれども、そういった考え方を現時点でどんな考えを持っているのか白紙なのか、そういうのをお聞きしたいなと思ったのです。

**○松苗弘幸会長** 何か事務局でお答えできる範囲はありますか。

**○消費生活総合センター所長** 今のご質問についてですが、基本的には契約というのは自由で、民法に従った形で処理するのが原則だと思います。ただ、その中で特殊な形態、あるいはだれかがシナリオを書いているのではないかと思われるような悪質な販売形態、それに対する取り締まりと、通常の例えば特商法でいいますと店舗販売が規制の対象外になっていますよね。そのような形で適正な取引とは明らかにおかしい取引とは、うちの消費生活センターでも区分しておつもりでございます。それが何でもやみくもに規制をかけるという形になる、あくまでも一方的に消費者が正しい、事業者が悪いという考え方には立って相談をしていないことをご理解いただければと思います。

ただ、現実的には、これはだれが考えるのだろうと思うような、例えばある一定の社債や何かを販売するときに登録が必要だと。ところが売る人数、勧誘人数が49人以下の場合というのは少人数私募債で届け出も要らないと。そうすると経済原則から考えると、だれも会社を見たこともない、経営者も知らない、そんなような人間の社債を買うというのは、普通の経済原則からすると想定していませんよね。ところがそれをうまく利用した形で、高齢者の判断能力が欠けているところにうまく突きながら、その少人数私募債を偽って売るといったような社債、そういうような取引というのは、うちも今後ともそれなりの対応をしていかななくてはならないと思いますが、今言われたように、正しい経済状態というか取引行為まで、やみくもに規制して一方的に消費者の立場に立つという考え方は、持っていないと判断しております。また相談の処理に当たっても、そのような考え方はとっておりません。ということでご理解いただければと思います。

**○田島俊秀委員** いずれにしても、消費者の安心・安全確保という視点から見れば、そういった方々、特に今までも分析をして検証して新たな5か年をつくっていくわけでしょうけれども、やはり被害に遭っている、そういった方々というのは、結構高齢者とかいわゆる比較的そういった方々が多いわけなので、何かこういうポイントを絞って、どこの県、どこの市にも政令市でもあるような計画でいいのか、さいたま市独自としての何か基本のメリハリの部分が、僕は今までの5か年の流れを踏まえて、一つのベクトルというのをこういうふうな視点でいくのだという、要するにどこにでもあるようなというよりも、何かここに出していくようなものかと思ったのですよ。

**○消費生活総合センター所長** 今のご質問にお答えしますと、多分先ほどご発言なされたのは、消費者教育の推進に関する法律のことだと思うのですが、8月10日に衆議院で成立いたしました。それですから、それらを踏まえて埼玉県と違う基礎的自治体という部分は、政令市といえどもさいたま市にはございますので、その基礎的自治体としての機能、実際の現場を持っているという部分を生かしながら、言われたような施策を進めていきたいと考えております。

**○松苗弘幸会長** 恐らく基本計画のこの中をごらんいただきますと、具体的な施策だけではなくて、まず市の現状であるとか、課題をまず掲げて、それに伴って大きな枠組みとしての施策、それか

らそれに対する個別の施策というような流れになっていくのかなど。そのときにやはり長期的な視線、またこれまでの施策の運用なども見た上で、どういったさいたま市は今どういう現状なのかとか、課題がどうあるべきなのかというのをやはりいろんな観点で事業者側の観点ももちろんですし、消費者側の観点も含めていいものにしていくべきのかなど私は考えております。

佐藤委員、どうぞ。

**○佐藤千鶴子委員** お聞きしたいのですが、基本計画策定スケジュールの中にパブリックコメントというのがあるのですが、これは今回初めての取り組みではないかなと思うのですが、これはどういうことに対してパブリックコメント、意見を求めていくとお思いになっていらっしゃるのですか。まだ来年のことなので、そういう案はないかもわかりませんが、もし何かそういうことがあれば。

**○消費生活総合センター所長** パブリックコメントというのは、基本的な計画の素案ができた段階で、その素案を公表して、それに対して市民の意見を聞く、市民だけでもないのですが、広く意見を求めると。その中で行政の視点では気がつかなかったような点とか、確かに消費者の視点から見て、取り入れていくべきだというような意見というのが寄せられた場合に、それらに基づいて素案を修正する。結局限られた知見よりも広い範囲から意見を求めて、それらの中で取り入れるべきものは取り入れて、その後修正して最終的な成案にしていく、そのための手続ですので、前回の基本計画のときにやっておりますが、今回の広く知見を集めるため、また市民の意見を反映するためにパブリックコメントを実施していくものであります。

**○松苗弘幸会長** 恐らくスケジュール的には、それまでに、きょうを含めれば5回、具体的な審議としては4回の審議を経た上でのおおむねの事務方のご意見を公表してとなるので、それまでに我々の意見が、そこに事務方にも反映されていくと思っておりますので、パブリックコメントでは、それを前提として市民の方に呼びかけるといふか、意見を求めるということになるのかなと思いません。

すみません、私からもスケジュールの関係の確認なのですが、これはパブリックコメントが今予定されているところだと、25年度と書いてありますが、26年1月ぐらいに予定をされていて、それを踏まえた上で第6回目の審議会が3月には答申で4月には実施となっているのですが、特にこの基本計画自体は、この審議会レベルの答申が終わった後は実施ができるものなのですか。それとも議会等は通さなくてよろしいものなのですか。実施とタイムスケジュールとして、これは足りているのかどうかの確認なのですが。

**○消費生活総合センター所長** 委員会には報告いたします。

**○松苗弘幸会長** それで実施ですか。

**○市民・スポーツ文化局長** よろしいでしょうか。

私ども市民生活委員会という常任委員会が所管委員会でございまして、そこには市民・スポーツ文化局が所管しているこういった計画につきましても、案ができた段階で委員会に報告することが求められてございます。そこでは私どもが委員会に説明することがありますけれども、条例というような、ああいうような形で審議をいただくということはないと考えています。

**○松苗弘幸会長** そうすると、このスケジュールで大丈夫だろうというのはどうですか。

**○市民・スポーツ文化局長** 少し厳しいかなと、もう少し前倒しがいいのかなという気がしないではないのですが、

○松苗弘幸会長 スケジュールがぎりぎりかなというところですか

○市民・スポーツ文化局長 その辺は審議会の皆様ともご協議して、もう少し前倒しのできるような状況に、時間的な余裕があれば、パブリックコメントをもう少し早目にということが必要です。

○松苗弘幸会長 あり得るかもしれないということでお聞きしておけばよろしいでしょうか。

ほか、そのスケジュールの関係、また何か進めるに当たってのご要望とかでも結構ですが。

池上委員、どうぞ。

○池上憲二委員 私は皆さんと違って一市民的な部分がかかなり多くて、こういう行政的な資料を事前に勉強しないと、なかなか質問だとかもできないのです。だから、できたら事前に資料等を送っていただいて、予習をする時間を少し与えていただければとご要望したいのですけれども。

○消費生活総合センター所長 わかりました。今後資料を送らせていただきたいと思います。

○松苗弘幸会長 すみません、事務局の苦労は私もわかっているつもりではおりますが、会長としてもできるだけ早目に、委員の方々、私にも配付していただけますと、当審議会が充実したものになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

変な言い方ですが、素案であれば素案という形でもお出しいただけると助かりますけれども。

そのほか、何かございますか。

酒井委員、どうぞ。

○酒井英治委員 計画の具体的な中身にも入ってしまうのですけれども、先ほどの田島委員、それから所長の話もありましたとおり、私、この基本計画をつくるに当たって一つのポイントというのは、やはり消費者教育なのかなと思っています。先ほど所長からもお話がありましたけれども、消費者教育基本法が成立して、まさに国でもいろいろな動きがあると思うのですけれども、残念ながら県の計画も実は今策定しているところなのですけれども、消費者教育基本法がまだ出ていないということで、具体的な中身まで計画の中に取り入れることができませんでしたが、まさにタイミングとしてはその基本法ができ、国でもこれからさまざまな取り組みがあると思いますので、まさに来年度1年間かけて基本計画をおつくりになるのであれば、この消費者教育をどうやって実のあるものにしていくか。特に私も日ごろ感じているのは、学校教育の現場、どちらの部局と教育委員会で連携をとってやれるかというのは、非常に大きな問題になってくると思います。

その一つは、先ほど田島委員がおっしゃっていたように、どこまでが通常の商取引、経済行為に規制をかけなければいけないのか、やはり立場からすると消費者の安全・安心を守るという立場がありますので、そうするとやはり消費者というのはこの条例のところにもありますけれども、事業者が持っている情報あるいはそういった交渉力等は歴然と差があります。だまそうと思っている業者に対して、市民というのは全く無防備、無防備という言い方はなじまないかもしれませんが、そういう状況に置かれている中で、いかにその消費者教育を行って、だまされない市民をつくっていくのか、だまされない市民ができていけば、そういった商取引に規制をかける必要もなくなるわけですから、そういった規制をかけるというのは、この条例にあるとおり、その消費生活の安定、向上、便利な取引というのはどんどん使っていかなければ消費生活というのは向上しませんので、ただ、今の状況からするとなかなか消費者がそういった消費者教育を十分に受けていないという状況がありますので、どちらかという、それを守るためには規制をかけなければいけないというのが今の状況であると思うのです。

そういう状況をつくり出さないためにも、消費者教育、中でも私は学校教育、これが非常に重要だと思っていますので、今後1年間半ぐらいありますけれども、その中でどうやってその消費者教育、学校教育がこの基本計画の中で具体的な施策として取り上げられることが一つの大きなポイントだと考えています。

**○松苗弘幸会長** 事務局ではご意見という形かとは思いますが、何かございますか。

**○消費生活総合センター所長** 今のご意見を踏まえながら、私も同様に考えておりますし、また情報量の格差と交渉力の格差、それらを含めると、先ほど言いましたように取引行為を平等なり対等というのは、形式的な平等ではなくて、それを埋めた段階で初めて実質的な平等になるのかなと。そのときに先ほど言ったような規制という、消費者寄りの行政から本当の平等の行政になれるのかなと、その埋める段階においては、どうしても実質的平等を確保するような視点というのが、消費生活総合センターとしては必要なのではないかなと考えております。

消費者教育の推進につきましては、先ほど言いましたように、うちは基礎的自治体ですので、基本的な実際に現場を持っていると、そこら辺との連携を図りながら、教育分野、学校との連携というのは、契約とかの短所、契約の考え方、そういうのを進めるのに必要だと私も考えておりますが、それと同時に外部とかの現場を持っている、その特性も含めながら、生涯にわたる消費者教育の推進計画、それらを実効ある形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

**○松苗弘幸会長** ありがとうございます。

**○市民・スポーツ文化局長** 先ほど田島委員からお話がありましたように、今、酒井委員からも話があったのですが、今回その消費生活基本計画ということのづくり、次期計画をつくっていただくということで、先ほど田島委員からそのほかの政令指定都市だとか、ほかの県だとか、そういうところと同じような計画ではないかというご指摘があったのですが、私どもといたしましては、この審議会の中で、さいたま市、今、酒井委員から教育という部分がありましたけれども、そういったことを織り込んでいただく。要するにもう全くさいたま市が新しい消費生活の基本計画をつくっていただく分には一向にいいことだと思いますので、そういったことを各委員からの意見を出していただきまして、こういう視点を盛り込むべきではないかとか、そういったことはどしどし事務局なり委員の議論の中でもんでいただくなりしていただきたいと思えます。そういったものを盛り込んだ新しい計画につくっていただきたいと思っております。

**○松苗弘幸会長** 田島委員、何かありますか。

**○田島俊秀委員** 実はこの消費者を守るというのは、何回も副市長が言ったように安心・安全を確保するというをまず未然防止なのですよね。要するにそれが行われた後の処理というのは最悪の事態なので、先ほど酒井委員が言われたような、いわゆる消費者教育もそうだろうし、相手があることですから、消費行動があるということは、経済活動をする販売行動があるわけですから、その辺のウエートづけというのは、やはり先ほど今も局長からお話があったように、国も県も政令市のところもつくるわけですので、さいたま市独自のオリジナルの部分というのは、何かメリハリをつけたものをつくっていく必要があるだろうと。

そういう意味で、ここの審議会というのは、その機能を十分発揮すべきかということもありますので、そういったときに恐らく事務局だけではできないので、恐らくコンサル業者を入れるかどうかは私にはわかりませんが、そういうただ全国どこにもあるというのでは、消費者の安

心・安全の確保というのはいくらに守れないので、そういうメリハリの部分を出していくべきではないかなと、現時点では個人的な意見ですみません。

○松苗弘幸会長 岩崎委員、どうぞ。

○岩崎万智子委員 私は相談員をしているのですけれども、今、田島委員がおっしゃった言葉で思ったのですが、確かに利殖商法とかで何千万とかいう被害を受けている方がいらっしゃるのです。そういうふうな業者というのは、かなり法律のことが詳しくて、法律のすき間を縫ってやっているような業者なので、私たちが太刀打ちできるような相手ではないのですね、正直言って。それで、大体詐欺です。だから難しいのですけれども、ただ常々思うのは、例えば日常の相談で、店舗で買ったのだけれども、クーリングオフを言ったのだけれども、できないと言われたのです。物すごい剣幕で電話してこられる消費者も結構多いのです。そうすると契約についての説明とクーリングオフというのはこういう場合はできないのですよとか、そういう話をすると、怒って切る方もいれば、そうなの、そうなのだということで納得して切る方もいらっしゃるのです。

だから、そういうことはセンターではもちろん消費者の目線では見ているのですけれども、間違ったことを勧めたり、消費者エゴみたいなことは絶対にしないように、そういうことで、こちらが消費者側について業者の方に無謀なことを要求したりということはもちろんしません。しませんけれども、今おっしゃったので思ったのですが、消費者保護基本法では、保護というのはなくなっただということは、保護ではないですよ。だまされない啓発をして、ちゃんとだまされない消費者をつくるということで、いろんな法律も改正されて、そういう啓発、教育をしているのですが、事業者も、例えば多分そんなのうちで買って行って返品なんていうのは、例えばデパートで買って、帰りにもっと安いのがあったから、それをキャンセルしてそっちを買うのだと。それでクーリングオフが使えるわけがないではないですか。

だから、簡単にわかりやすい言葉で話すのですけれども、事業者も、例えばそういう小さい利殖商法とか悪質商法ではなくて、普通の店舗の方たちもそういう勉強ですか、やはりしたほうがいいのではないかなと思うのです。だから、事業者の集まりでそういう例えば、そんな複雑ではないと思うのですが、簡単な消費者勉強、私たちがしているような勉強を同じようにするようなことも、何かの形で入れていってもいいのかなと思ったのです。そうするとお互いにわかり合っていけば、争いも少しは減るのではないかなと。

もちろんセンターでも 一生懸命やっているのですが、追いつかないぐらいの内容の悪質な業者がふえているのです。ただ本当に善良にやっていた業者もいっぱいいるわけですから、訪問販売も今少なくなっているのは、ある一部の業者がとてもひどいことを販売したおかげで、ちゃんとしていた訪問販売業者がだんだんできなくなってきつつあるのではないかなと思うのです、受けていてそう思いますので、だから自分たちの仕事を守るためにも、経済活動を守るためにも、一緒に勉強していくというのが必要なかなと思いました。

○松苗弘幸会長 森委員、どうぞ。

○森茂典委員 ただいま岩崎委員が言われたように、ぜひ一緒にそういった機会があれば私どもも勉強していきたいと思っています。大賛成でございます。

1つ私からの要望としまして、今度の計画をつくるときに、今、振り込め詐欺が非常に多いです。とにかくやたら電話をしてきて、私どもは同じ職員でも、そういう電話に出たことがあります、自宅にいと出たことがありますので、これは相当頻繁に電話を仕掛けているのではないかな



など思うのです。だから、次回の計画にはそういった対策的なものもぜひ盛り込んでいただければなど。この消費者の基本計画にその部分が該当するかというのは、勉強不足で申しわけないのですが、もしそういうものも計画の中に入れられるようであれば、ぜひお願いしたいと、要望でございます。

○松苗弘幸会長 いかがですか。事務局で何かコメントございますか。

○消費生活総合センター所長 なかなか世の中は進歩してきて、振り込め詐欺救済法で口座凍結、昨年の段階で形上は消費生活センターも要請できることになっているのですが、全国の政令市で口座凍結を要請した市が去年だとならない状態です。ですので、消費生活センターとしてもそこら辺の他の情勢を伺うのではなくて、必要な場合には口座凍結をみずからの要請でかける、そういうことも検討していきたいと考えております。

また、世の中は日進月歩で、その口座凍結ができるようになった瞬間に、友達にお金を取りに行かすとか、どこかで待ち合わせてお金を受け渡すという現金取引が非常にふえております。そうすると、これも正直なところ先ほど言ったように、だれがシナリオを考えるのだろうかというように、法律ができるとその穴を突く形、それで、うちの相談員も多分なかなか苦労しているところだと思いますが、そのような状況に迅速に対応する、情勢を踏まえながら迅速に対応してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○松苗弘幸会長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤千鶴子委員 違うかもわからないのですけれども、私、消費生活相談員をやり始めのころに融資保証金詐欺という案件で相談を受けたことがあるのですけれども、融資をすると行って保証金を払わせるということで、保証金を払わせるために消費者金融からお金を借りて払うという人の相談を受けたことがあるのです。どうして消費者金融からお金を借りるのだろうかとおかしいなと本当にそう思ったのです。これってどうしてこの人って変だと思わなかったのかということを感じたのです。そのときに、これは消費者教育なのだ、そういう変だと感じる感覚というのを身につけることが消費者教育につながる、消費者教育が重要なのだということそのときにすごく感じたのですけれども、何かそういう変だという感覚を身につけられるような消費者教育であつたらいいかなと思って、言わせていただきました。

○消費生活総合センター所長 法律の基本理念の中に、消費生活に関する知識を取得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成、これらがこういう形で推進法には決まっておりますので、これらを十分に踏まえた形で考えていきたいと考えております。

○松苗弘幸会長 ありがとうございます。

ほかご意見いかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○松苗弘幸会長 基本計画の策定、具体的な審議自体は、また次回以降、これまでスケジュールを見ますとまず各関係課等の照会から庁内連絡会議で調整をしていただいて、他部署、いろんな機関との意見調整もした上で案を持った上で、第2回から審議となるのかと思いますけれども、本日の議論の中でもやはりさいたま市の独自性であるとか、私自身も国が行うもの、県が行うもの、またより市民に近い市が行うものでは、レベルの違うものができるのかなとも思っていますので、そういったところも踏まえながら、次回審議会までに事務局ではご検討もいただき、また皆様方にもこれまでの基本計画等を見直していただきながら、こういったものがないのではないかと、こ

の点を強調するのがいいのではないかとということをご検討いただければと思っております。

特段今回のこの点についてご意見等がこれ以上ないようであれば、一たん次の議題に入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

**○松苗弘幸会長** 次の議題に入らせていただきますが、次の議題としては、本日は大きな議題としては今の議題のみで、あとはその他という形で何かがあればという形にはなっておりますが、事務局から何かございますか。

**○消費生活総合センター所長** このように消費者教育の推進に関する法律のご質問がたくさん出るとは思ってもいなかったのですが、ほかにも8月10日に成立した特商法の特定商取引に関する法律の一部改正、これは訪問買い取りという形の衣服を買うとか不用品を買い取りますと電話をしながら、実際に来ると貴金属を相場より著しい安い値段で買い取っていく、その形の商法、相談というのうちに結構入ってきているのですが、それに対する規制に関するものです。

もう一つが、消費者基本法についても一部改正がありまして、毎年国会に消費者行政の推進状況、それは国の消費者庁なのですけれども、そこが報告する義務を負っているような形の法律改正、あと先ほど言いました消費者教育の推進に関する法律、これが8月10日に成立いたしましたので、ご報告いたします。

ということで、今後の流れとしては、施行日が、公布の日から6カ月を超えない範囲内において、政令の定める日となっておりますので、国会で成立後、内閣が天皇に奏上すると。天皇の御名御璽をいただいて公布するというその期間のスパンがあるのですが、奏上の日からは30日以内に公布となっておりますので、少なくとも年内、また奏上に時間をかけたとしても、今年ぐらいには施行になるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○松苗弘幸会長** 国レベルでも、この基本計画の話に戻りますが、基本計画ができたときからやはり新たに法律や被害状況なども、消費者被害の形態自体も変わっていきついでいますので、そういう点もアンテナを立てつつ、基本計画の議論ができればと思っております。

事務局、また委員の方々からそのあと何か議題となるようなことはございますか。

よろしいですか、事務局も。

〔「はい」と言う人あり〕

**○松苗弘幸会長** ほかになければ、これで議事としては終了したいと思いますので、進行に関して事務局にお戻ししたいと思います。よろしく願いいたします。

**○消費生活係長** どうもありがとうございました。

最後に、連絡事項でございますけれども、まず今回の第1回の議事録でございますが、先ほどご指名いただきました議事録署名委員様のご署名をいただきましたら、皆様にご郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、次回の審議会の開催ですが、開催日等についてはまた改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第4期第1回消費生活審議会を閉会とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

散 会（午前11時15分）